

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（15）

2011年 7月 4日

松山地方裁判所 御中

求釈明

- ◆ 以下は、当該採択を行った2009年8月27日の第15回教育委員会における各委員の発言に対する照会事項です。各委員の発言は、2009年・第15回教育委員会議事録（証拠甲5号証）に基づいて記述・引用している。

1、藤井信子教育委員に対する求釈明

- ① 藤井信子教育委員は、2009年8月27日開催の第15回教育委員会での本件採択審議において、扶桑社版歴史教科書の採択を主張する理由を、以下のように述べています。

「日本が他国にしたことはもちろんのこと、他の国、外国が日本にしてくれたことに関しても、非常に公平に書いています。この2点を私は付け足して理由といたしたいと思います。」

近代日本において、「日本が他国にした」大きな出来事—歴史的事実といえ、朝鮮や台湾に対する植民地支配、中国・東北地方（満州）の実質的植民地化、中国全土や東南アジアへの侵略戦争です。

これらの呼び方やこれらの出来事に対する価値判断などの違いを別にすれば、上記の表現で言い表したこと—歴史的事実が、藤井委員の言うところの「日本が他国にしたこと」に当たるのは、なんびとも否定できないことですし、藤井委員もこれらのことをさして「日本が他国にしたこと」と表現したのだと思います。

そこでお尋ねしたいのですが、これらのことを「公平に書いている」とは、具体的に、扶桑社版のどこの部分、どのような内容のことをさして言っているのでしょうか？

- ② 「日本が他国にしたことを公平に書いている」という上記「理由」を述べる
にあたって、他社の該当部分との詳細な比較は行ったでしょうか？
- ③ もし比較を行ったのならば、他社の該当部分と、扶桑社版のそれとの違いを具体的に示してください。

④ 「日本が他国にしたことを公平に書いている」かどうかを比較し、判断するには、その前提として、それをし得る歴史的知識が必要ですが、このときの判断は、自らの中に蓄積していた歴史的知識に依ったのでしょうか、それとも、なんらかの、歴史についての書物に依ったのでしょうか。あるいは、「勉強会」での他の委員等の発言などから、そう判断したのでしょうか？ いずれであるかを示してください。

⑤ もし比較を行わなかったのであれば、行わないままで、上記「扶桑社版採択（推薦）理由」を述べた理由を示してください。

⑥ 藤井委員は、扶桑社版公民教科書の採択を主張する理由を、「巻頭におきまして公民、あるいは公と私の概念についてきっちりと述べております。」としています。

その「巻頭」で述べられている「私の概念」とは、以下の通りです。

「もっぱら自分の利益を追い求めたり、自分の欲望を中心に考えたり、自分の権利を追求したりする面である。」

そして、「近代社会では、「私」の権利や「私」の利益追求が強く唱えられ、「市民」と「公民」が分離する傾向にある。」として、近代における「私」－「個」を否定的に評価しています。

しかし、近代市民社会・近代立憲制度・近代民主主義の基本原理は「個人の尊重」－「個」における「基本的人権の尊重」にあります。近代以前の社会において、国家や国王に従属させられ、抑圧されていた「個」の解放を求めて立ち上がった市民・民衆が多くを流して獲得したこの原理は、現代の人類社会における普遍的原理・普遍的価値となっています。

この原理は、戦前、大日本帝国憲法下で、個人が国家や天皇に従属させられ、「滅私奉公」の掛け声のもと、個人の命までも国家や天皇に「捧げ」なければならなかった歴史を克服し、反転させるための原理として、戦後日本国憲法においても、そのもっとも基本の原理として存在しています。

また「巻頭言」は「公」を「自分の利益や権利よりも、むしろ国家や社会全体の利益や関心という立場から行動しようとする面である。」とし、この面を「中心に見たとき、これを「公民」とよぶ。」としています。

これらの記述から見れば、「公民」という科目の目的は、「自分の利益や権利よりも、むしろ国家や社会全体の利益や関心という立場から行動しようとする」「公民」に子どもたちを育てることにあるとしていることとなります。（「国家」と「社会全体」、それぞれの意味は本来違いますが、この文章では、両者を並列に並べて同じ意味を持つ言葉として扱っています。）

つまり、個人の権利よりも、国家の立場から行動しようとする「公民」に子どもたちを育てることが、扶桑社版公民教科書の目的であることを、この「巻頭言」は、はっきりと表明しています。

これは、「個人の尊重」（第13条）をはじめとする基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として定めた日本国憲法に明白に違反しています。

そして、このような教科書を採択し、子どもたちに使わせるという行為は、国務大臣、国会議員をはじめとする公務員—公職にあるものに「憲法尊重擁護の義務」を課した憲法第99条に明白に違反するものです。

藤井委員は、このようなことをじゅうぶん認識し、理解していたうえで、当該教育委員会における上記のような行為を行ったのでしょうか？

それとも、じゅうぶん認識・理解しないまま行ったのでしょうか？

⑦ 「公民」科目は、もともと「現代社会」とか「政治・経済」とか呼ばれていたことからわかるように、現代の政治・経済・社会のしくみや、これらが現在かかえている諸問題・諸課題について学び、考察していくための科目です。とりわけ、日本国憲法についての学習を中心に、さまざまな基本的人権について学び、差別や共生の問題についても資料や具体例を提示して、じっくりと考えられるように配慮していることは、「公民教科書」の大きな特徴であるといえます。

藤井委員は、扶桑社版教科書の採択を主張するにあたって、巻頭での「公民の概念」等について述べているだけで、肝心の、上記のような教科書本文の内容全体について各社を比較したうえでの意見・主張を、まったく行っていません。

これはどうしてなのか、示してください。

⑧ 委員は、採択協議会が答申した旧大阪書籍版（日本文教出版）についても「良い教科書だ」と評価しています。しかし、旧大阪書籍版と扶桑社版を比較した上で、扶桑社版のどのような点が、どのような理由で、

旧大阪書籍版よりも優れているのかについて、具体的にも、総論的にも、まったく述べぬまま、突然、「結論」として「扶桑社でお願いしたいと思えます。」とし、上記のような、扶桑社版推薦理由のみを少しだけ述べて終わっています。

委員自らも評価の言葉を述べ、採択協議会も推薦の答申をし、かつ、その答申理由等が書かれた「教科書調査報告書」もありながら、なぜ、比較したうえでの報告および意見を述べず、「初めに結論ありき」「あらかじめ結論ありき」のような意見表明の仕方を行ったのでしょうか？

2、井門裕彦教育委員（2009年当時）に対する求釈明

① 井門委員は、当該教科書採択が行われた2009年8月27日の教育委員会において、「受験にも強い、扶桑社でお願いします。」と述べています。基本的事実についての間違いが多く、扶桑社版を除く他のすべての教科書との間で、内容に大きな違いがあり、かつ、愛媛県においても、全国においても、ごく一部の学校・地域でしか使われていないことなどから、これまでは、「受験に不利だ」という指摘が多くなされて来ていた経緯はありますが、その逆の指摘は、これまで皆無でした。

このような状況のなかで、井門委員が、「受験にも強い扶桑社」と述べた理由と根拠を示してください。

② 井門委員は、「小田委員長が数年前、二宮尊徳像が設置されていない学校全てに、銅像を寄贈されました。その二宮尊徳や菅原道真、東郷平八郎など学ぶべきものが多い人物が東書には出てきていません。不思議です。」という形で、採択協議会が採択候補として答申した東書（東京書籍）を批判しています

中学生が、歴史上の人物についてではなく、歴史について学ぶ教科書としてどの教科書がふさわしいかということを検討・選定するにあたって、各社の教科書の内容全体を比較、検討することはせずに、上記の特定されたたった3人の人物が書かれているかどうかということのみを、比較対象として取り上げたのはなぜなのか、その理由を示してください。

また、上記三人の人物は、それぞれが生きていた時代の全体像・状況・社会の仕組み・文化等を理解するうえで、（教科書の分量では限られた人物しか掲載することができないという条件を前提とすれば）必

要不可欠の人物というわけでは決してありません。それにもかかわらず、委員が、この3人の人物のみを特別に、特定して取り上げたのはどうしてでしょうか？

また、小田委員長が二宮尊徳像を学校に寄贈したことが、教科書を選定・採択することと、どういう関係があるのでしょうか？

- ③ 井門委員は、結論的に、「扶桑社の教科書は、日本人としての誇りを育み日本を好きになれる。すばらしく性能の良い、今の中学生に最も相応しい教科書です。」と述べています。

歴史を学ぶことの意味や目的を表現する言葉として、「(現在と)過去との絶えざる対話」という言葉があります。「絶えざる対話」によって、いま私たちが生きている時代がどのような時代であるかを把握し、「いまの時代」が抱えているさまざまな問題・課題をどのようにして解決していくかを考察していく、さらには、そのような「いまの時代」のなかで、自分自身がどのように生きていくかを考えていく。歴史を学ぶこととは、現代を生きる私たちにとって、このような重要な行為・営みであると言えます。むろん、中学生の段階では難しいことですが、将来、そのような「重要な行為・営み」が可能となるような、基礎的な姿勢と力を身につけておくことが必要です。

しかし、井門委員においては、上記「日本人としての誇りを育み日本を好きにな」ることが、歴史の学習の目的ということなのでしょうか？

また、そうであるならば、上記のようなことが、中学生が歴史を学ぶことの目的だと考える理由と、そう考え得る根拠を示してください。

- ④ 「公民」科目は、もともと「現代社会」とか「政治・経済」とか呼ばれていたことからわかるように、現代の政治・経済・社会のしくみや、これらが現在かかえている諸問題・諸課題について学び、考察していくための科目です。

しかし、井門委員は、扶桑社版公民教科書の採択を主張する理由として、「拉致問題を含めわが国周辺の問題に関しましては、他国との争点もひるまずに書かれていますし、正しい国家観を学ぶことができます。」と述べています。

井門委員においては、「他国との争点もひるまずに書いている」教科書が、平和主義をその基本理念とする日本国憲法下で生き、その憲法を公民科目で学ぶ現在の中学生にふさわしい教科書であり、また、「正しい国家観を学ぶこと」が、公民科目を学習することの目的であると

ということなのでしょう。

戦後憲法・戦後民主主義制度下の日本社会で教壇に立つ先生方が上記のような視点・考えで公民科目の授業を行っているという事はあり得ない話ではありますが、井門委員自身が、公民教科書評価の視点や公民科目の目的を上記のようなものでよいと考える理由と、そう考え得る根拠を示してください。

3、小田道人司委員長に対する求釈明

- ① 小田委員長は、扶桑社版歴史教科書の採択を主張する理由を、「日本人としての誇りとか、愛国心とか郷土愛、これを育てる教科書であろうと思います。」とし、扶桑社版を実質的に作成した右翼・国家主義団体「新しい歴史教科書をつくる会」による当教科書の宣伝文句とまったく同じことを述べています。

歴史を学ぶことの意味や目的を表現する言葉として、「(現在と) 過去との絶えざる対話」という言葉があります。「絶えざる対話」によって、いま私たちが生きている時代がどのような時代であるかを把握し、「いまの時代」が抱えているさまざまな問題・課題をどのようにして解決していくかを考察していく、さらには、そのような「いまの時代」のなかで、自分自身がどのように生きていくかを考えていく。歴史を学ぶこととは、現代を生きる私たちにとって、このような重要な行為・営みであると言えます。むろん、中学生の段階では難しいことですが、将来、そのような「重要な行為・営み」が可能となるような、基礎的な姿勢と力を身につけておくことが必要です。

しかし、小田委員長においては、「日本人としての誇りとか、愛国心とか郷土愛を育てる」ことが歴史学習の目的であると考えているということでしょうか？

<歴史を学ぶ>ということと全く関係のない上記のようなことを、歴史学習の目的であるとみなし、その視点から教科書を選ぼうとする理由と、そうし得る根拠を示してください。

4、西本宥法教育委員に対する求釈明

- ① 西本委員は、扶桑社版歴史教科書の採択を主張する理由として、「日本人として失われつつある伝統・文化の伝承、日本の心を問いかけて

いる部分がたくさんある」ことを挙げています。

しかし、扶桑社版では、天皇を中心とする日本の支配層・為政者らの文化や伝統については、明白な間違いも含めて、必要以上に多くの分量がさかれています。たとえば、他の全ての社の歴史教科書では詳しく、かつ、わかりやすく記述されている中・近世の庶民・民衆の暮らしや、「伝統・文化」については、全くといっていいほど触れられていないことは、ご存知でしたでしょうか？

この点だけではなく、扶桑社版では、総じて、この日本列島に生きてきた人々の大多数である日本の庶民・民衆の「伝統・文化」や歴史については、まったく関心が示されておらず、おごりな扱いしかされていないことに気づかれていたのでしょうか？

② 西本委員は、本来あるべき歴史の学習の内容が「日本人として失われつつある伝統・文化の伝承、日本の心を問う」ことなどであると、本当に思っていたのでしょうか？

③ 西本委員が、歴史は扶桑社版を推しながら、公民に関しては、そうしなかったのは、扶桑社版公民教科書における人権や差別の問題などについての記述の姿勢に賛同できなかったからではないかと推察しています。

そこでお伺いしたいのですが、扶桑社版を実質的に作成した右翼・国家主義団体である「新しい歴史教科書をつくる会」は、公民教科書における人権軽視・国権重視の姿勢——ひとり一人の生命・生活・人権よりも国家を重要視する姿勢——とまったく同じ姿勢・思想・立場で、歴史教科書も作成したことはご存知だったのでしょうか？

また、歴史教科書の検討・選定作業のなかで、扶桑社版歴史教科書にも、公民教科書と同じ上記のような傾向があると感じたことはなかったのでしょうか？

5、高橋教育長に対する求釈明

高橋教育長は、歴史教科書採択においても、公民教科書採択においても、学校現場からの答申である「今治地区教科用図書採択協議会の教科書調査報告書と審議」に基づいて、答申どおりの教科書を採択するよう要望しています。

これは、学校現場の経験者になる教育長という立場から、学校現場

の声を、代表として主張しなければという考えからではないかと推察します。しかし、もし、そうであるなら、その意思表示を冒頭で行っただけで、なぜ、別の立場の意見に対して、学校現場の代表的立場からの反論を行わなかったのでしょうか？

行わなかったのは、「採択協議会の答申どおりに」という意思表示を形式的・アリバイ的にしておけばそれでよいという考えだったからでしょうか？それとも、公式・正式の採択過程・手続きとはまったく別のところで非公式・非公開・秘密会の形で行われた「勉強会」の席で、すでに「決着」済みだったからでしょうか？

以上